

[事案 2022-187] 契約取消請求

・令和5年10月13日 和解成立

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の取消し等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成24年2月に契約した利率変動型終身保険（契約①）について、以下の理由により、特約の解約（平成27年6月）および払済保険への変更（平成29年2月）を取り消し、平成24年2月に契約した学資保険（契約②）について、払済保険への変更（平成27年6月）を取り消して、変更前の内容に戻してほしい。さらに、平成27年7月に契約した終身保険（契約③。平成31年1月に払済保険に変更）、平成29年3月に契約した終身介護保険（契約④）、平成31年2月に契約した収入保障保険（契約⑤）について、以下の理由により、契約を取り消して、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約①②③を払済保険に変更する際の説明に誤りがあった。募集人はデメリットを説明せずに、簡単に払済にできると勧めてきたが、払済保険への変更は、ドル建て終身保険（申立外契約）の保険料捻出のための手続だった。
- (2) 契約③の申し込みにあたり、契約①の特約を解約し、契約②を払済保険に変更したが、募集人から「解約した特約は、契約③でカバーできる」と説明を受けた。しかし、実際には、契約①の特約の解約は、毎月の支払いを抑えるためのものであり、契約③よりも払済保険変更前の契約②のほうが意向に合っていた。
- (3) 介護保険には興味がなかった。
- (4) 契約④⑤に関して、意向確認書および乗換確認書の説明がなく、チェックしていない。
- (5) 契約⑤に関して、仕事を辞めて収入が一時途絶えるため、保険の見直しを依頼したが、5年間保険料を支払うまでは、解約返戻金がないことの説明がなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、保険料負担を抑えるために保障の見直しを行い、契約①の特約解約、契約②の払済保険への変更を提案した。
- (2) 払済保険の説明時には、「契約内容変更手続のご案内」を使用して注意事項等を説明のうえ、変更後の死亡保障額および解約返戻金の試算書を提示した。
- (3) 募集人が、新商品の契約④を紹介したところ、申立人は介護保障に関心を示したことから、パンフレットおよび設計書を使用して、商品内容を説明した。
- (4) 申立人が再就職するまでは保険料の支払いが困難との申し出があったが、三大疾病の保障は維持したいとの希望であったので、募集人は、掛け捨ての契約⑤を提案し、パンフレットおよび設計書を提示して、商品の特徴や保障内容を説明した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約締結時の状況を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。